

「第六次秋田県国土利用計画（素案）」に対する 意見募集の実施について

目的・背景

秋田県国土利用計画は、国土利用計画法（昭和49年6月25日法律第92号）に基づき、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある国土の利用を確保することを目的に策定するもので、昭和52年3月に第一次秋田県国土利用計画を策定しており、現在は第五次秋田県国土利用計画まで策定しています。

秋田県では、国土利用計画（全国計画）を基本に、目標年次を令和17年として第六次秋田県国土利用計画（素案）をとりまとめました。

つきましては、第六次秋田県国土利用計画の策定に当たり、計画（素案）について県民の皆様から幅広く御意見を募集します。

1 名 称

「第六次秋田県国土利用計画（素案）」

2 意見等の提出期間

令和7年11月25日（火）から令和7年12月25日（木）まで（必着）

3 関係資料の閲覧方法

（1）インターネット

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」

（2）印刷物の閲覧場所

・秋田県 建設部 建設政策課（県庁本庁舎6階）

・秋田県 総務部 広報広聴課（県庁本庁舎1階）

・秋田県 各地域振興局 総務企画部 地域企画課

閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

意見書様式を作成しておりますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載されていれば所定の様式によらなくても差し支えありません。

5 意見提出の際の留意事項

意見書の提出にあたっては、住所及び氏名を明記してください。

住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合があります。

6 提出された意見の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して内容を公表します。
その際、住所・氏名は公表しません。類似の意見等は、まとめて公表することがあります。
また、計画（素案）に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があつたことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

7 意見の提出先

秋田県 建設部 建設政策課 用地チーム

- ・郵送による場合

住所：〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

- ・ファクシミリによる場合

FAX番号：018-860-3800

- ・電子メールによる場合

メールアドレス：kanrikik@pref.akita.lg.jp

8 問い合わせ先

秋田県 建設部 建設政策課 用地チーム

TEL 018-860-2421

FAX 018-860-3800